

# 認可地縁団体 高尾台町会会館 消防計画

## (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条にもとづき、高尾台町会会館における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災その他の災害の予防および人命の安全ならびに被害の極限防止を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この計画は、高尾台町会会館を利用し、出入りするすべての者に適用する。

## (防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、防火管理担当部長とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更および提出（改正の都度）
- (2) 消火、通報および避難誘導等の訓練の実施ならびに消防機関への通知
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施および監督ならびに消防機関への報告
- (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施および監督
- (5) 火気の使用または取扱いに関する指導監督
- (6) 消防用設備等の設置位置および発災時の避難経路を明示した図面の作成および周知徹底
- (7) 自衛消防隊の編成および周知徹底
- (8) 法令に基づく関係機関に対する報告および届出等
- (9) 管理権限者に対する助言および報告ならびにその他防火管理上必要な業務

## (火元責任者の指定)

第4条 火災予防および地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

火元責任者	担当場所	任 務
1丁目副会長	1階集会室(1)(2)・ホール・トイレ	・吸がら及び火気使用設備器具の管理 ・電気設備器具の安全管理
2丁目副会長	2階研修室(1)(2)・湯沸室・ホール トイレ	・消火器等の管理 ・避難通路の確保
3丁目副会長	1階事務室・1階湯沸室	・地震時の出火防止 ・その他火災予防上必要な事項

## (火災予防上の遵守事項)

第5条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前および使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。
- (3) 館内は全面禁煙とする。
- (4) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる物品を置かない。また、避難口等は、容易に開錠できるようにしておく。
- (5) 消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。
- (6) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

(自主点検)

第6条 建物等および消防用設備等の自主点検は、別に定める自主点検表に基づき、次により実施する。

(1) 建物等の自主点検

点検対象	点検実施日(年2回)	点検員
建物	毎年 1月 7月	会館管理責任者(町会長)及び 防火管理者(防火管理担当部長)
火気使用設備器具	毎年 1月 7月	同上
	月 月	
	月 月	
	月 月	

(2) 消防用設備等の点検

点検対象	点検実施日(※注)		点検員
	機器点検	総合点検	
消火器	1月第2土曜日・7月第2土曜日	1月第2土曜日	(株)善商 (TEL.076-245-5291) と点検保守契約を 結び、点検、整備 を行う。
非常警報設備	1月第2土曜日・7月第2土曜日	1月第2土曜日	
誘導灯	1月第2土曜日・7月第2土曜日	1月第2土曜日	
避難器具	1月第2土曜日・7月第2土曜日	1月第2土曜日	
漏電火災警報器	1月第2土曜日・7月第2土曜日	1月第2土曜日	
	月 日・月 日	月 日	
	月 日・月 日	月 日	

※注：原則記載の曜日で実施するも、都合により実施曜日を変更することもある。

(結果の記録および報告)

第7条 点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに消防用設備等の点検結果については、年に1回、消防本部中央消防署長に報告する。また、不備欠陥を認めるときは、早急にその是正を図る。

(自衛消防組織と任務分担)

第8条 高尾台町会館の自衛消防組織として、会館管理責任者(町会長)を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

担当区分	氏名	任 務
自衛消防隊長	町会長	○隊員を指揮し、避難誘導および火災の拡大防止にあたり、ともに火災の状況および逃げおくれ者の有無等について、消防隊に報告すること。
通報連絡係	2丁目副会長	○消防機関への通報またはその確認を行うこと。 ○あらゆるものを活用し、発災を知らせるとともに消防隊の誘導および消防隊への情報の提供を行うこと。
初期消火係	1丁目副会長	○消火器等を用いて、初期消火活動を行うこと。
避難誘導係	3丁目副会長	○非常口を開放するとともに避難誘導にあたること。 ○避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡すること。

(震災予防措置)

第9条 地震時の災害を予防するため第4条から第7条に定めるほか、次のことを行うものとする。

- (1) 建物および建物に付随する施設物(看板、窓枠等)の倒壊、転倒、落下等の防止措置。
- (2) 火気使用設備器具等の転倒防止措置および自動消火装置等の作動状況の検査
- (3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置

2 防火管理者および各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、その安全性を確認すること。

(防災教育および訓練)

第10条 防火管理者は、次により防災教育および訓練を行うものとする。

区 分	実 施 月	備 考
部分訓練(消火訓練)	5月	行事等開催日に実施
総合訓練及び防災教育	7月、1月	同上
震 災 訓 練	上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。	

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「自衛消防訓練通知書」により消防本部へ通知するものとする。

附則 この計画は、平成19年3月18日(令和3年3月28日改正)から施行する。